

小松ウオール工業 人権方針

小松ウオール工業株式会社（以下、当社）は、持続可能な社会の実現に貢献していくために、各人の基本的人権を尊重しあい、全てのステークホルダーの人権に配慮した事業活動を推進していきます。この考えにたって、当社は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権方針を定めます。

1. 人権に対する基本的な考え方

当社は、基本的人権について規定した国連「国際人権章典」、労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」などの人権に関わる国際規範を支持し尊重します。

本方針は、当社が全てのステークホルダーに対する人権尊重の責任を果たすための取り組みを示すものであります。

2. 適用範囲

本方針は、当社の全ての役員と従業員に適用します。また、サプライヤー、当社の事業、製品またはサービスに関係する全ての取引関係者に対しても、本方針の遵守を求めます。

3. 人権尊重の責任

当社は、全ての事業活動において、直接または間接的に人権への負の影響を及ぼす可能性があることを認識し、事業活動の影響から人々の人権を侵害しないことに努めます。事業活動において人権への負の影響を引き起こし、これを助長したことまたはすることが明らかになった場合には、リスクを最小限に抑えるため、是正に向け適切に対処し、人権尊重の責任を果たします。

4. 人権デュー・ディリジェンス

当社は、「ビジネスと人権に関する指導原則」に従って、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築することで、ステークホルダーに与える人権への負の影響を特定し、その予防および軽減に取り組みます。

5. ステークホルダーとの対話・協議

当社は、本方針を実行するため、専門家を含む社内外の知見を活用し、社内外のステークホルダーとの対話および協議を通して、人権に関する問題の理解および把握に努めます。

6. 教育・研修

当社は、本方針が全ての事業活動で実践されるよう、全ての役員・従業員に対して適切な教育・研修を行います。

7. 救済

当社では、本方針を含む社内規定に違反またはその恐れがある場合に、通報できる内部通報窓口を設置しております。人権への負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合、あるいは負の影響が疑われる場合には、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

8. 情報開示

当社は、人権尊重の取り組みの進捗状況およびその結果を、ウェブサイト等で開示します。

2024年9月12日

小松ウオール工業株式会社

代表取締役社長

加納 慎也